告示番号	第　１００　号

公　示　送　達　書

令和８年６月２５日

愛知県海部郡大治町長　鈴　木　康　友

下記の書類を、地方税法第２０条の２第１項の規定により公示送達します。
なお、送達すべき書類は当町において保管しており、申し出があればいつでも交付します。

● 送達すべき書類の根拠法令　●地方税法第４１条・第３１９条及び第３１９条の２・第３２１条の７の５

摘要 (整理番号)	年度	氏　　名
10118352	令和８年度	赤羽　愛
825727	令和８年度	八塚　千尋
以下余白		

地方税法第２０条の２第３項の規定により、この書類の掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。